

令和2年度

事務事業評価表 (令和元年度 の実績評価)

記入年月日
令和 2 年 4 月 15 日

事務事業名		建築物耐震改修促進事業				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	050203000766
						単独/補助	単独		060201
政策体系上の位置付け								所属課	都市整備課
政策体系	総合計画の施策名	0502 景観の良い住環境の保全						課長名	
	政策名	05 快適な暮らしのまちづくり						グループ	都市政策G
	施策名	02 景観の良い住環境の保全						担当者名	
	手段名	03 ③景観の維持・向上							
財務会計上の位置付け						事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		
	01	08	04	01	02	00	都市計画総務事業		
法令根拠		建築物の耐震改修の促進に関する法律 (以下「耐震改修促進法」という。)							

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

(1) 事務事業の概要	
手段	①事務事業の概要 (事務事業の全体像)
	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移							
①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	03年度 (目標)	04年度 (目標)
○ 対象建築物の耐震診断及び耐震改修の普及・啓発 ○ 通学路危険ブロック塀等除却費補助金の交付	耐震改修促進計画の改定	回	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	通学路危険ブロック塀等除却費補助金の交付件数	件	0.00	0.00	10.00	20.00	30.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	03年度 (目標)	04年度 (目標)
○ 住宅 ○ 多数の者が利用する建築物 (茨城県が所有するものを除く。以下「特定建築物」という。) ○ 通学路危険ブロック塀等	市内の通学路危険ブロック塀等の残存件数	件	60.00	60.00	50.00	30.00	0.00
	市内の通学路危険ブロック塀等の除却件数		0.00	0.00	10.00	20.00	30.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	03年度 (目標)	04年度 (目標)
○ 対象建築物の耐震改修の促進を図り、市民の安全の確保に寄与する。 ○ 通学路危険ブロック塀等の除却の推進を図り、児童・生徒の安全の確保を寄与する。	通学路危険ブロック塀等の除却件数	件	0.00	0.00	10.00	20.00	30.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移		30年度 (実績)	01年度 (実績)	02年度 (計画)	期間限定総投入量	
投入量	事業費内訳	国庫支出金 千円	0	0	1,000	0
		県支出金 千円	0	0	150	0
		地方債 千円	0	0	0	0
		使用料・手数料 千円	0	0	0	0
		その他 千円	0	0	0	0
		一般財源 千円	0	693	850	0
		事業費計 (A) 千円	0	693	2,000	0
	正規職員従事人数 人	0.30人	2.00人	3.00人		

事業費の内訳	01年度事業費 実績 (千円)		02年度事業費 予算 (千円)	
	13 委託料	693	19 負担金補助及び交付金	2,000
		合計	693	合計

事務事業名	建築物耐震改修促進事業	事務事業No.	50203000766	所属課	都市整備課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？ 平成30年6月の大阪北部地震において耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、児童をはじめとする尊い人命が失われた事実に鑑み、耐震改修促進計画を改定し、国庫補助の活用を前提とした「桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金制度」を創設した。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 議会、教育委員会等から期待の声が寄せられている。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
休止	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？) <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 第2次総合計画（前期基本計画）に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」の実現を図るためには、耐震性を備えた良質な住宅・建築物ストックの形成が不可欠である。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 耐震改修促進法において市町村に耐震診断及び耐震改修の促進に関する努力義務が課せられている。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？) <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 対象建築物（住宅及び特定建築物）は、桜川市第2次耐震改修促進計画における耐震化率の数値目標を満たしていない。また、市内では約60件の通学路危険ブロック塀等が確認されており、成果の向上余地が大きい。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？) <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 耐震改修促進法において市町村に耐震診断及び耐震改修の促進に関する努力義務が課せられており、廃止することができない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか？(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) <input type="checkbox"/> 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 耐震改修促進法において市町村に耐震診断及び耐震改修の促進に関する努力義務が課せられている。また、類似事業がなく、統廃合の可能性はない。
	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？) <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 業務委託は、市職員の直轄作業と外部委託との適切な役割分担を前提として最低限の価格で発注した。また、通学路危険ブロック塀等除却費補助金は、工事に直接要する費用の一部を補助するものであり、事業費・人件費の削減余地はない。
効率性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？) <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 耐震改修促進計画は、市全域を対象としたものであり、受益機会・費用負担は公正・公平である。また、国庫補助の活用を前提とした通学路危険ブロック塀等除却費補助金についても、同様と考えられる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性 (次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																								
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇒	○平成30年6月の大阪北部地震において耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、児童をはじめとする尊い人命が失われた事実に鑑み、国庫補助の活用を前提とした補助制度を創設するため、「桜川市第2次耐震改修促進計画」を策定した。 ○令和2年度から「桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金」の交付事務を開始する。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																								
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止		(複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th rowspan="2">向上 維持 低下</th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		成果	向上 維持 低下	コスト			削減	維持	増加		向上			○		維持			×		低下			×
成果	向上 維持 低下	コスト																								
		削減	維持	増加																						
	向上			○																						
	維持			×																						
	低下			×																						
○令和2年度から「桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金」の交付事務を開始する。 ○上記によって、通学路危険ブロック塀等の除却の推進を図り、児童・生徒の安全の確保を寄与する。		(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 ②																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A:継続(現状維持) C:終了、廃止、休止 B:継続(改革改善を行う) D:2次評価へ提出	確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 確認